

大館市史編さん調査資料第11集

大館市松原

# 矢立廃寺

## 発掘調査報告書

1973・12

大館市史編さん委員会

54

大 館 市 松 原

# 矢立廃寺

## 発掘調査報告書

秋田考古学協会員 奥山 潤

秋田考古学協会員 板橋 範芳

大館市社会教育課 斎藤 隆悦

1973・12

## 例 言

- 1 この報告書は、大館市史編さん委員会が実施した、市内白沢字松原所在の廃寺遺跡に関する報告である。
- 2 この調査の法による発掘責任者は市長石川芳男であり、発掘担当者は奥山 潤である。
- 3 図版に使用した写真は、調査員板橋範芳の撮影による。
- 4 遺跡の地形図の作製は、昭和39年度発掘調査で幸野敏夫氏の測量されたものに、県文化課の認可を得て、今年度発掘調査地の地形図を合製したものである。実測図は板橋範芳、斎藤隆悦による。
- 5 この報告書の執筆には板橋があたり、奥山が1部を補筆、編集した。

## 目 次

例 言	
I 緒 文	1
II これまでの矢立廃寺について	1
III 遺跡の位置と環境	3
IV 発 掘 調 査	4
V 遺 跡	5
VI 出 土 遺 物	8
VII 遺 構 について	13
VIII 考 察	14
IX 総 括	15
謝 辞	17

## 図 ・ 図 版 目 次

### 挿図目次

Fig 1 遺 跡 位 置 図	4
Fig 2 遺 跡 地 形 図	折込
Fig 3 遺跡発掘全体図	折込
Fig 4 出土土器拓影図	10
Fig 5 出土土器拓影図	12

図版目次

PL 1 [1]	遺跡遠景 東の国道沿丘陵より	18
PL 1 [2]	遺跡付近 東の水田中より	18
PL 2 [1]	発掘全体写真 西より	19
PL 2 [2]	発掘東側写真 西より	19
PL 3 [1]	総門跡 東より	20
PL 3 [2]	総門跡(東部分)南より	20
PL 3 [3]	総門跡(東部分)北西より	21
PL 3 [4]	総門跡(西部分)北より	21
PL 4 [1]	三門跡(中央門)北西より	22
PL 4 [2]	三門跡(中央門・南門部分)東より	22
PL 5 [1]	B溝遺構(総門西雨落溝)北より	23
PL 5 [2]	E溝遺構 東より	23
PL 5 [3]	A溝遺構(総門東雨落溝)北より	23
PL 5 [4]	C溝遺構(総門北雨落溝)北西より	24
PL 5 [5]	C溝遺構(総門北雨落溝)北東より	24
PL 5 [6]	D溝遺構 北より	25
PL 5 [7]	D溝遺構 北西より	25
PL 6 [1]	礎石 (No.48) 南より	26
PL 6 [2]	礎石 (No.48) 断面 南より	26
PL 7 [1]	掘り方 (No.41) 北東より	27
PL 7 [2]	掘り方 (No.37) 北西より	27
PL 7 [3]	掘り方柱穴 (No.43) 西より	28
PL 7 [4]	掘り方柱穴 (No.43) 細部 西より	28
PL 7 [5]	掘り方 (No.30) 北より	29
PL 8 [1]	三門(北門)掘立柱穴 (No.51) 北より	29
PL 8 [2]	三門(南門)掘立柱穴 (No.33・38) 西より	30
PL 9 [1]	遺跡南側埋土断面 北より	30
PL 9 [2]	遺跡南側埋土断面 東より	31
PL 9 [3]	遺跡南側埋土断面・柱穴 東より	31
PL 10 [1]	出土土器 (1・2・3 現寸大)	32
PL 10 [2]	出土土器 (現寸大)	33
PL 10 [3]	出土土器 (現寸大)	34



# I 緒 文

ここに報告する矢立廃寺跡は、日本における北限の中世廃寺跡であり、東北北半の中世を知るために不可欠な重要遺跡である。

この遺跡は秋田県大館市白沢字松原地内にあり、早くから世に知られていたにもかかわらず、その性格、構造、規模などにおいて不明な点が少なくなかった。昭和9年10月16日に国の史跡として仮指定をうけたのであるが、終戦後仮指定が解除になり、その後昭和34年1月に秋田県史跡に指定された。

昭和39年10月31日より同年11月5日までの6日間にわたり、測量を主とする発掘調査が、秋田県教育委員会、秋田県北秋田郡花矢町（現大館市）教育委員会により実施された。

それにより東より桁行7間梁間6間・桁行5間梁間3間・桁行3間梁間2間の礎石を使用した建物跡が3堂確認され、それぞれ、仏殿・法堂・方丈となる、禅宗伽藍跡ではないかと推定されるに至った。この時の調査は以上の推定をもって終了したが、東方に1個の礎石を発見し、この礎石が、総門あるいは三門の礎石の1つではないかと推定され、その精査は次年度に保留するというので現在にまで至っている。

大館市においては、昭和45年度より市史編さん事業が進められ、矢立廃寺跡が大館地方史上大きな価値をもつ重要遺跡であることより、この寺院跡の性格、規模を確認するため、昭和39年の発掘（第1次発掘調査）により推定された門跡と思われる地点の発掘調査を開始した。

## II これまでの矢立廃寺について

秋田県大館市白沢字松原にある寺院跡については、菅真澄が「贊能辞賀楽美」「花の出羽路」に、二階堂道形が「竹陰隨筆慶録」に記載しているのが初見である。

その後、昭和に入るまで矢立廃寺に関する研究、調査、文献はまったくとどえたといってもよく、ただ明治25年頃、部落の人々が宝物さがしのため、北西崖中腹の平坦地に残る礎石間を、掘り起したということがあるだけでその時は何も発見できなかったとの事である。

昭和7年に入り5月2日付で、秋田県学務部長より矢立村長宛に、松原の古寺址を調査するので、遺跡・遺物等を破壊しないよう付達があり、同年6月3日付で、矢立村長岩谷憲三より、文部大臣鳩山一郎宛、遺跡の現況図、実地測量図一通・地籍図に口碑伝説各一通を添付して、史蹟

(1) 矢立廃寺跡発掘調査略報 奈良修介 板橋 源 昭和39年度

(2) 二階堂道慶ともある。

天然記念物指定の申請書が提出されている。

この間に秋田県史蹟調査員深沢多市氏の調査が行なわれたものと思われる。

昭和9年10月16日秋田県学務部長より矢立村長宛、史蹟矢立鹿寺仮指定に関する件として、10月16日秋田県告示第511号によって仮指定するむねの通知が下されている。この間、昭和7年4月24日に、北秋田郡矢立小学校長、滝 儀太郎氏により「藤原藤房郷の隠遁の地として知られる松原捕陀寺の卑見」同年笹島定治氏により「藤原藤房郷」と題する研究が書きあらわされている。しかし仮指定のまま終戦をむかえ、仮指定は解除となった。

その後昭和34年1月に県史跡に指定され、昭和39年10月31日より同年11月5日までの6日間、秋田県教育委員会、秋田県北秋田郡花矢町教育委員会（現大館市）により、奈良修介、板橋 源、富樫泰時、鍋倉勝夫、幸野敏夫の諸氏を調査員に、測量を主とする発掘調査が実施された。以下その発掘成果——昭和39年度 矢立鹿寺跡発掘調査略報……奈良修介・板橋 源——を列記する。

- 1、東西中軸線に沿って三棟の建物跡が発見された。さらに、東西中軸線の東延長方向に礎石一個が水田中に発見された。これは総門か三門の礎石の一つであるかも知れない。この精査は次年度に保留することにした。
- 2、東西中軸線の方位は磁北を基準とした東からみると、南に約六度十五分ほど偏している。これは真北を基準とした方位に近似している。
- 3、三棟の建物跡の間は東西中軸線上に正しくのっていて、地形からみてすべて東面しているものと推定される。現地形は、北・南・西を西稜に繞回され東方だけが開けているからである。
- 4、三棟の建物のうちもっとも東にあるものは桁行七間（各間尺約十尺）で約七十尺、梁間六間（十尺・十尺・十尺・十尺・十尺・八尺五寸）で五八尺五寸である。間数からみてもこれは東面建物である。
- 5、前記建物から二七尺西に桁行五間（九尺・十尺・十尺・十尺・九尺全長約四八尺）梁間三間（約三十尺）の建物跡が発見された。この建物も、その平面プランからいうと東面しているものである。
- 6、前記建物跡の西方二三尺六寸のところに桁間三間（全長二六尺）、梁間二間（全長二十尺）の建物跡が発見された。
- 7、次年度の精査をまたねば明言いたしかねるのであるが、地形に対応して今回発見の建物の性格を考えるならば、これは禪宗伽藍跡であると推定される。前記4項でのべたものは仏殿、5項のものは法堂、そして6項の建物跡は方丈にあたるのではないか。
- 8、今回の調査では、火災による痕跡は認められなかった。したがってこの遺跡の終末は、そのまま放置されて腐朽廃絶したか、あるいは他に移築されたものと認められる。
- 9、当時の地表面の堅度からみて、この遺跡の存続期間は長期間にわたるものではなくて、比較的短期間であったと考えられる。

10、この遺跡に関しては、菅江真澄、二階堂道形等の江戸期の先人の文献にみられるようにいく多の所伝があるが、こういった文献的考証ならびに遺跡発掘に関する詳細は、次年度以降の調査をまって、別に発表する予定である。

の以上である。その後矢立廃寺の発掘調査も行なわれず、研究も発表されていない。

### Ⅲ 遺跡の位置と環境

矢立廃寺の遺跡は、秋田県大館市白沢字松原の小字上八台と小字ハゲノ下にわたって存在する。昭和34年県史跡として指定された範囲は、上八台118の1番地、41・42・43・44番地、ハゲノ下6・7・8・9番地で、面積10,344.4㎡である。

大館市街の中心から、国道7号線へ約12km、男神山・女神山のふもと北側に位置する。(Fig 1, PL 1〔1〕・〔2〕)

青森県境矢立峠付近に源を発する下内川が、陣場・長走の谷間を南下し、女神山にぶつかり、大きく湾曲して大館盆地へ入る。位置はこの下内川による河岸段丘最南端の一番低い段丘面上にある。遺跡のある台地の高さは標高約124m、下の水田面との比高は3mぐらいで、この段丘面にも東西で1m程の高低差をもち、昭和39年度の第1次発掘調査地は、今年度の調査地の西にあり、1m程高い。寺院は現在のところ東西約80m南北約30mの平坦面に、第1次発掘調査時に検出された3堂が、東西約45m、東西約25mの平坦面に門跡が、北側崖の西中腹の平坦面に一堂が配置されていることがわかっている。前述したごとく、自然の地形に左右されて、敷地には全体の平坦地を得ることができない。

今年度発掘調査した地域は寺院跡の中で一番低い面にあり、昭和39年度発掘調査当時は水田であったが、現在は休耕地になっている。北側を除いて周囲はこの面よりも低く、南側は水田、東側は3mほどの段がついて下り水田になっている。ここは西から東にかけて小さな沢になっており、西より小川が女神山の北麓に沿って東へ下り、下内川に合流する。三堂の西約75mのところには、小規模な滝がある。

今年度調査した地域の北西隅にある泉は、寺院が存在した当時も飲料水として使用されたものであろう。





この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。

承認番号 昭48 第1141号

Fig 1 遺跡位置図

#### IV 発掘調査

期 日 昭和48年7月29日～9月10日

調査経過 発掘調査は、7月29日から取掛る予定であったが、8月5日までの雨天により、実際は8月6日から取掛った。その後も雨にたたられ、8月いっぱい調査期間では間に合わず、9月まで持越した。また発掘調査地は北側が崖、東・南は水田、西は比高1mほど高く杉苗畑と、地形と環境に制約され排土する場所もなく、やむをえず東南部を排土地にして未調査のまま終了した。

調査は西側より掘り始め、第1次発掘調査により発見されていた礎石を検出し、そこから東へ向って掘削作業を進めた。現在は休耕地であるが、かつては水田であったため、鉄分が遺構直下に沈殿し硬い層を成し、また北側の崖すそには礎石、根石に使用されたとされる河原石が、耕作上さしつかえるためすでに寄せられており、遺構の確認には困難をきわめた。

東南部を排土地にしたため発掘面積は東西約42m・南北約20mで「L」字型の約444㎡であった。

第1次発掘調査に門跡と推定されたこの地区での解決しなければならない問題は、

- (1) 門跡の有無及びその規模・構造
- (2) 第1次発掘調査に確認された建物東西中軸線は、地形的に今年度調査地とは明らかに延長線上にはなく、門跡とすれば3堂へ至る参道の有無
- (3) 第1次発掘調査においては、3堂はすべて礎石を利用したものであったが、それ以外の遺構の有無の確認
- (4) 北西隅に泉があり、庫裡のような建物が存在するか。

などで、ある。

調査の結果、掘立柱・掘り方・礎石という3種類の建て方があったことが確認された。門跡も2門検出され、そのうち総門と思われる跡は掘り方のものと礎石利用のもの、少なくとも2時期にわたる遺構であることが判明した。その規模・構造も、5間×3間（軒受柱を含む）の総門と推定されるもの、および2間×2間の建物を中心に両脇に1間×1間の建物二棟を配置する三門と思われる建物跡である。第1次発掘調査時に発見された礎石は、北側崖すそに置かれたもので、南の方へ延びる建物のもと思われたが、つながりをもつ礎石、掘り方は発見できなかった。三門跡と思われる遺構の西に 東西方向延びる溝が検出されたが、その性格はつかめなかった。参道の側溝とも考えられたが、溝の形に疑問がのこった。南側は、自然の傾斜地を埋め立てて整地しており、埋土中より縄文土器が数十片出土した。

以上より2時期にわたるとされる建物の建かえが考えられ、第1次発掘調査で検出された礎石下は遺構有無の確認のため、再調査する必要が生まれた。

## V 遺 跡

東西約42m、南北約20mの面積約444㎡の発掘調査によりFig 3、表1に示した柱穴遺構による建物跡、溝遺構を検出した。以下これら遺構について記述する。

東側の溝（以下A溝）以東には、まったく遺構は検出されず、寺院跡の実際の建物は、A溝以西に存在する。（Fig 3, PL 3〔1〕・〔3〕）しかし、A溝から東へ約7mで、下へ約3mさが

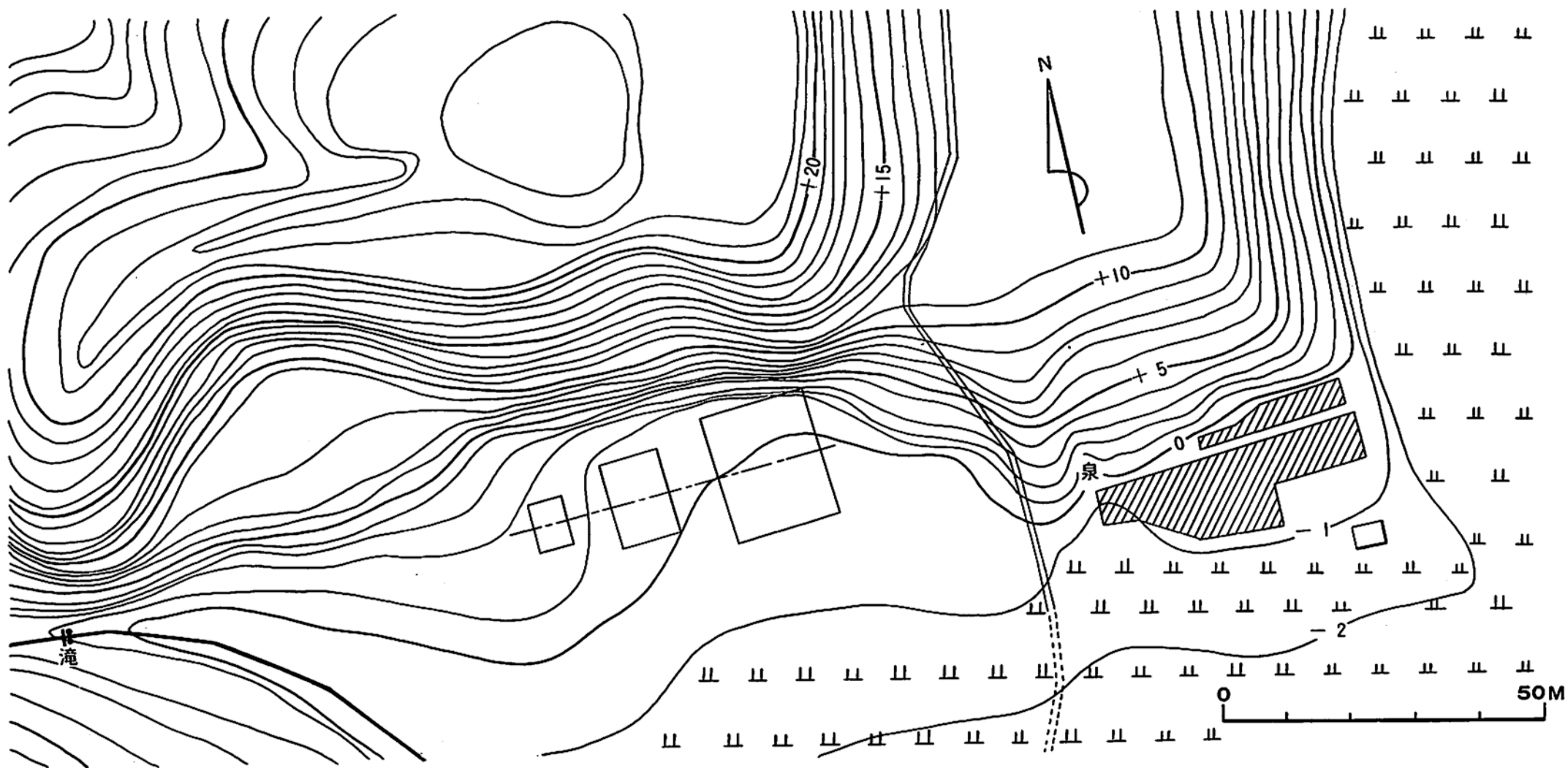
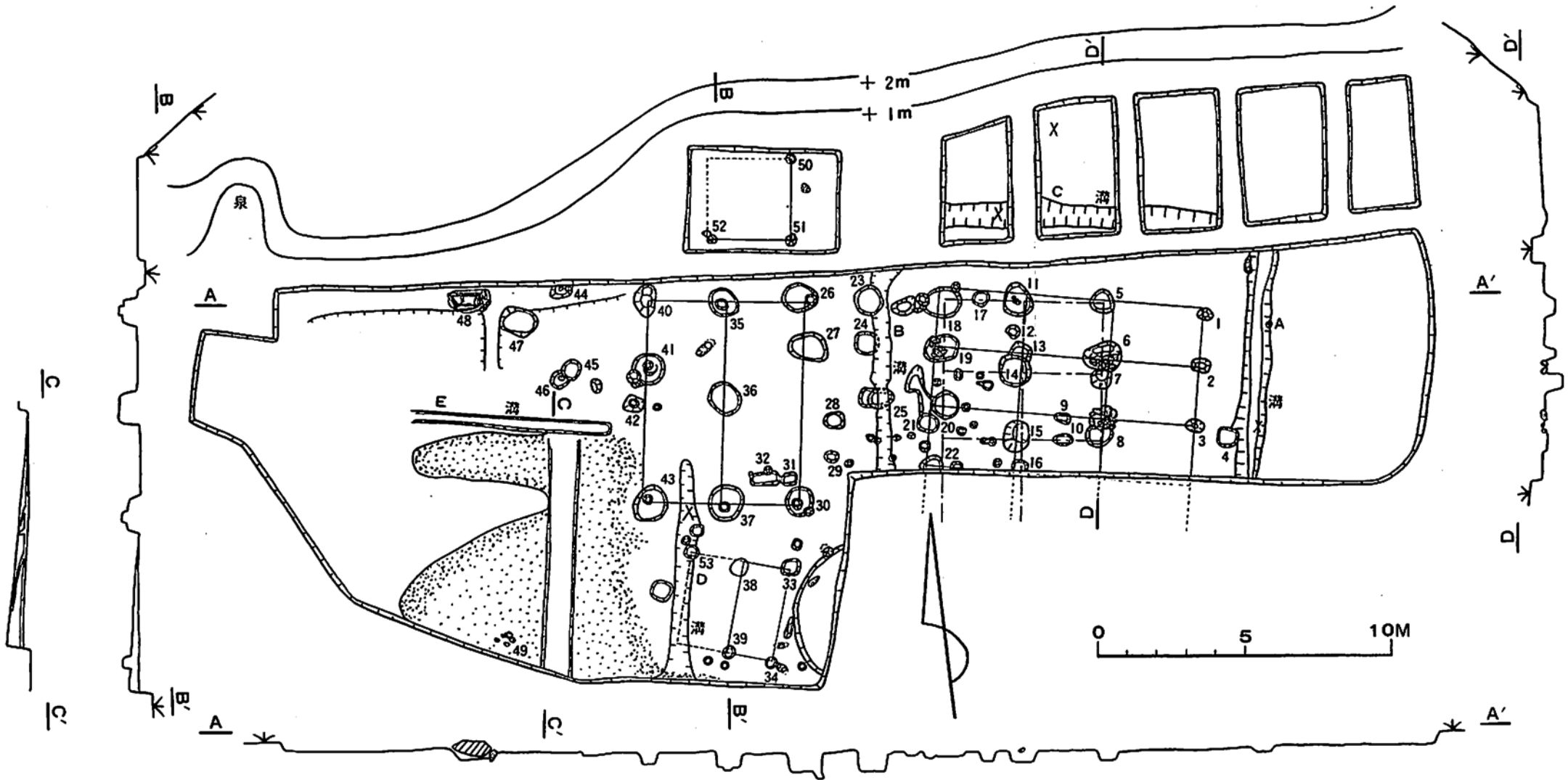


Fig 2 遺跡地形図

Fig 3 遺跡発掘全体図



る段丘縁線があるので、A溝以東も寺院境内に入り、段丘縁線が事実上の矢立庵寺東側の境界になるものと思われる。A溝より西へ約12m、水田沈殿層である鉄分を含む硬い層を削がして、南北に延びる溝（以下B溝）を検出した。（Fig 3, PL 5〔1〕）このB溝には、P23が切り込んでおり、またP24・P25が溝下に検出された。A溝の延長上南側は、排土地のため確認できなかったが、北側の発掘により、東西に延びる溝（以下C溝）を検出した。（Fig 3, PL 5〔4〕・〔5〕）A・B・C溝とも幅0.6～1m、深さ15～25cmで、ゆるやかな「U」字溝である。A溝よりFig 4-1の皿出土、C溝よりFig 4-15埴底部が出土している。これらA・B・C溝は雨落溝と思われる、この3溝に囲まれた内に建物の存在を考えることができよう。A・B・C溝内には表1に示した柱穴のうち、1～22までの掘立柱・掘り方・根石が検出された。1・2・3は掘立柱穴で、軒受のための柱が立てられた跡と思われる（ア群）。9・10・12・16・17も掘立柱穴であるが、これらの性格は分からなかった（イ群）。あるいは建物を建てるときの作業工程に必要があって使用された柱穴かも知れない。5・6・7・8・11・14・15・18・20・21・22は掘り方掘立柱穴である（ウ群）。根石は6・7の中間、8の北・11の中央・19の中央にみられ、13・19もその規模より掘立柱の掘り方というより、礎石下の掘り方とみた方がよく、礎石のグループに入れてさしつかえないと思われる（工群）。（Fig 3, PL 3〔1〕～〔4〕）

溝で囲まれた西外には表Iの23～52の掘立柱穴、掘り方、礎石、根石がみられた。P28・29・31・33・34・38・39・50・51・52は掘立柱穴でP33・34・38・39がひとつ、P50・51・52または53でひとつの建物になるものと思われる（オ群）。27・44・47・48・49は礎石下の掘り方と思われる（カ群）48は第1次発掘調査期に見えられた礎石であり、（PL 6-〔1〕・〔2〕）地山を深約30cmほど掘り込み、根石は東側に片寄って置かれ、直接礎石下には根石はみられずまた、土をたたいてかためた上に礎石を置いたという状態でもなかった。残りは掘り方掘立柱穴で、P26・30・35・37・40・41・42・43には掘立柱の柱痕もみられた。（PL 7-〔1〕～〔5〕）

南側（Fig 3-C土層断面、PL 9〔1〕～〔3〕）は、自然傾斜しており、それを整地するために黒色土を埋め、上面に黄色土を敷いてかためている。P38は土層断面により、埋め土の上から掘り込んでいることがわかった（PL 8-〔2〕）が、東側にある径約4.5mの円形掘り込み、およびD溝は黒色土を削いで検出された。D溝はその土層断面（PL 9-〔1〕）よりみても埋土の上に敷いた黄色土層を切って掘り込んだものでないことは明らかである。

発掘地西側中央部に東西に走る溝（以下E溝）が検出された。幅約40cmで、底部が西へ延びるほどに深くなり、西へ6.5mのところでは深さ約1mにも及ぶものとなる。断面も「U」型で、A・B・C・D溝とは異なる。溝底より埴（Fig 4-12・14）が出土した。（PL 5〔2〕）

第 1 表

	東西×南北 (cm)	深 (cm)	形	性 格	柱 痕	備 考
1	50×40	20	だ 円	掘 立		
2	70×50	10	◇	◇		軒受け
3	60×40	10	◇	◇		
4	70×70	30	方	◇		
5	80×80	30	円	掘 方		
6	120×50	40	だ 円	◇		
7	60×60	70	方	◇		中間に根石
8	90×70	15	円	◇		北に根石
9	50×30	15	長 方	掘 立		
10	60×40	15	だ 円	◇		
11	100×110	40	◇	掘 方		埋土上部に根石
12	40×30	10	方	掘 立		
13	70×70	15	方	掘 方		
14	110×110	35	円	◇		
15	90×110	70	◇	◇		
16	50×50	50	方	◇		
17	50×50	40	円	◇		
18	130×100	15	だ 円	◇		
19	120×20	15	◇	◇		根 石
20	85×90	45	円	◇		
21	70×60	50	円	◇		
22	80×80	65	円	◇		
23	100×100	50	円	◇		
24	80×80	20	円	◇		根 石
25	110×70	35	だ 円	◇		
26	120×100	50	◇	◇		柱 痕20
27	130×90	15	◇	◇		
28	70×50	75	長 方	掘 立		
29	40×40	50	円	◇		
30	90×100	40	円	掘 方	有 20	柱 痕20
31	50×40	40	長 方	掘 立		
32	100×50	30	◇	◇		
33	50×60	40	円	◇		
34	30×40	20	円	◇		
35	100×100	45	円	掘 方	有 15	柱 痕15
36	110×110	60	円	◇		
37	110×120	40	円	◇	有 20	柱 痕20
38	60×60	円	掘 立			
39	50×50	30	円	◇		
40	110×60	40	だ 円	掘 方		
41	110×110	60	円	◇		
42	50×65	40	だ 円	◇		
43	120×110	40	だ 円	◇	有 20	柱 痕20
44	70×50	15	長 方	◇		根 石
45	70×70	45	円	◇		
46	70×60	30	円	◇		
47	130×90	15	長 方	◇		
48	130×70	20	◇	◇		根石・礎石
49						根 石
50	30×30	30	円	掘 立		
51	40×40	20	円	◇		ささえ石
52	30×30	20	円	◇		さええ石



## Ⅵ 出 土 遺 物 (Fig 4・5)

出土遺物は、土師器・須恵器・陶器・縄文土器であるが、縄文土器は遺跡南側の自然傾斜を整地するために埋めた土の中に含まれていたもので生活面から離されたものである。須恵器・陶器は2・3片という数である。ここでは土師器を中心に記載する。なお胎土に含まれている砂粒については、土壌の国際区分法とは別に区別を設けた。すなわち2mm以上を礫、1.9~0.5mmまでを粗砂粒、0.5mm以下を細砂粒とする。

1 (PL 10〔1〕-1) はA溝内出土(Fig 3-×印)で、溝底部より+5cm上位で、溝の黒色埋積土中よりふせた状態で出土した。A溝中よりの出土遺物はこの土師皿1個である。色調は灰白色で、外口縁部および内底中心部に煤が付着している。胎土は細砂粒を含み、緻密な良質の粘土を使用している。焼成も良好で、成形は右廻回転口口を使用している。切り離しは回転糸切り手法であるが、糸引きが不十分で、底部に瘤が残っている。推定口径約9.3cm、現高約1.6cm、推定底径約6.1cmである。

2 はP30の埋積混合土中より出土、色調は明褐色で底部がわずかに残存する。細砂粒を含み粘土は良好なものであるが、焼成が悪く、指でこすると胎土がくっついてくる。回転口口による成形であるが、底部の切り離しの手法は外底面が摩滅しているため明らかでない。ただ底部からの立ち上り部分に糸引きによる切り込み痕のようなものがあり、糸切り手法であったのではないかと推定される。現高約1.4cm

3 はP36付近の水田沈澱層下より出土したもので、色調は褐色、細砂粒を含む。2同様焼成は悪く指でこすると胎土がくっついてくる。回転口口による成形であるが、底部の切り離し手法はあきらかでない。特徴は内底部立ち上り部に小豆大の瘤がくっついている。これはおそらく重ね焼きするとき、器がくっつかないように、上に重ねるもの台としたものと思われる。現高約1.8cm。

4 はP36付近の水田沈澱層下より出土。色調は黄褐色で、礫粒も多少含むが、粗砂粒が主である。外体部に左下から右上にかけて、口口の回転がおそくなったときに行ったような口口目が走り、右廻回転口口による成形であることがわかる。底部の切り離し手法は糸切りによる。現高は2.2mm。

5 (PL 10〔1〕-2) はP36付近の水田沈澱層下より出土。色調は黄白色で全体にまばらに鉄分が付着している。4同様左下から右上にかけて、口口目が走っており、右廻回転口口を使用したものと思われる。とくに回転の速いときの横に走る口口目の上に、左下から右上に口口目が走っており、それが底縁から口縁まで続いていることより、最終の口口目であり、回転がゆるやかになってからのものであることがわかる。切り離し手法は糸切りであり、その痕は他

のものより太く深い。内底面には指による押圧がおこなわれ、押圧部と押圧部の間に山形突帯をつくる。この山形突帯は輪になるのではなく、うず巻状になるものと思われる。これは静止状態で形成したのではなく、ゆっくりとした回転をもたせての成形であろう。細砂粒が含まれ、推定口径約9.5cm、現高約2.3cm推定底径約6.5cmである。

6 (PL 10〔2〕-1) はP20の黒色埋積土中より出土。色調内面黄白色で中央部に煤が付着し、外面および底面は褐色、細砂粒が含まれている。外体部に右下から左上へロクロ目が入り、仕上げのロクロは左廻回転ロクロを用いたと思われる。切り離しは糸切り手法であるが、底縁部に段がつき、台付きのような断面を示すが、これは意識的なものではなく、糸切りの際にできたものと思われる。底縁部に5条の擦痕が糸切り痕を切ってみられる。

7はC溝北側 (Fig 3-×印) より出土、口縁部のみであるが、他に出土した皿、椀に類のないものである。色調は暗黄白色、細砂粒を含んでいるが、緻密な胎土である。

8はP36付近の水田沈澱層下出土。口縁部と体部を段をもって画している。成形は回転ロクロを使用しているが、体部は指でなでてロクロ目を消しており、口縁部には右下から左上へロクロ目が走っており、仕上げは、ゆっくりとした左廻回転ロクロを使用したと思われるが、全制作工程に左廻回転ロクロを使用したかどうかは判断できない。境口縁部。

9はP28付近の水田沈澱層下出土。色調は淡褐色、8同様口縁部と体部を段をもって画している。成形はロクロを使用しているが、体部は指をもってロクロ目を消しており、内体下部も刷毛状のもので、口縁に対して直角に整形している。口縁部ロクロ目は左下から右上へ、細砂粒も左から右へ動いているので、水挽き、仕上とも右廻回転ロクロを使用したものと思われる。境口縁部。

10の境はP30付近の水田沈澱層下出土。色調は淡褐色、細砂粒を含むが、きわめて緻密な胎土である。体部がゆるやかな曲線を描き、体下部はすどく内湾するものと思われる。これは13と同形の境口縁部と思われる。口唇は13ほどではないが、他とくらべるとかなり角度をもつものである。

11 (PL 10〔2〕-2)は境口縁部でD溝埋積土中出土。色調は褐色、他にくらべ細砂粒の量は多く、表面はかなりザラザラしているが、焼成は良好でかなり硬い。下部に指によるなで痕があり、8・10同様、ロクロ目を消しているものであろう。ロクロは右廻回転ロクロを使用している。

12 (PL 10〔1〕-3)は境口縁部でE溝底部より (Fig 3-×印) 出土。色調は黄白色、胎土は粗砂粒大のものがいくつかみえるが、細砂粒が主で粘土も緻密で焼成も良好である。口縁部にゆるやかな曲線をもち、14と同形あるいは同一のものと思われる。

13 (PL 10〔3〕-1)はP37付近の水田沈澱層下出土。現高約4.5cm、口唇が他とは異なり鋭い角度をもつが、工具によるものではなく、回転ロクロによって整形している。底部からの立ち上り断面はすどく内湾する。10と同形と思われ他のものにみられない特徴である。色調は内面が黄白色、外面が暗褐色で、外底部が褐色である。全体回転ロクロ整形であるが、細砂粒が左か

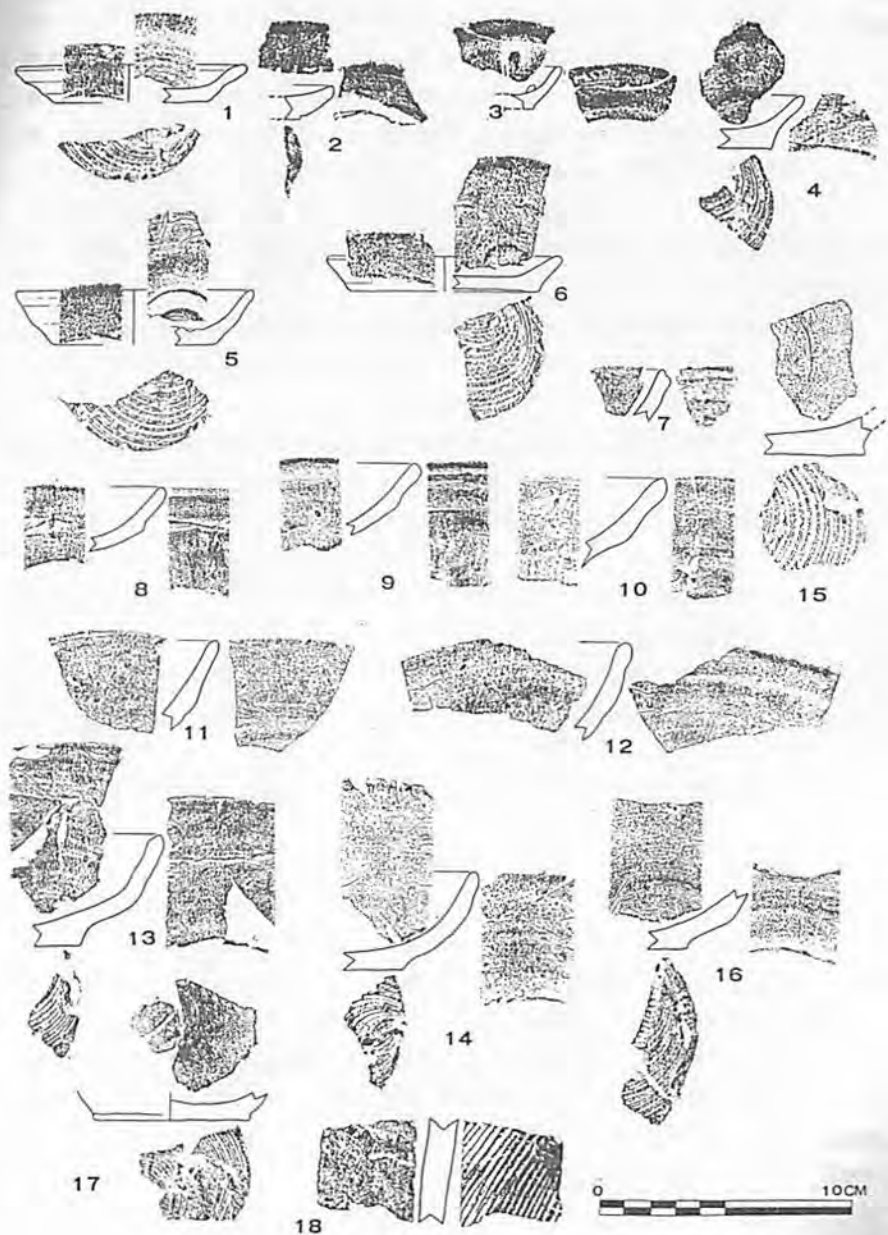


Fig 4 出土土器拓影图

ら右へ動いており、右廻回転ロク口である。切り離しは糸切り手法による。

14 (PL 10〔3〕-2)はE溝底部より(Fig 3-×印)出土。現高約4cm、色調は内外とも黄白色で、胎土は粗砂粒大のものもみられるが、細砂粒が主で緻密で焼成もよい。13にくらべ全体的にまるみをもつ塊である。外体部は指により静止状態でなでており、ロク口目を消しているが、雑なため横位に走るロク口目を完全には消していない。内底面にイネ科植物の茎と思われる圧痕がある。

15はC溝内(Fig 3-×印)出土塊底部。色調は黄白色で整形は回転ロク口を使用している。切り離し手法は糸切りで、糸切り痕をみると撚りが太くその幅も広い。13のような形の塊になると思われる。

16はP43付近出土の塊底部で、色調は黄白色、整形は右廻回転ロク口を使用している。底部からの立ち上りは13と14の間のような形である。細砂粒が混入、底部は糸切り手法により切り離したのち、底縁部をヘラ状工具でつぶしている。

17はP20黒色埋積土中より出土。色調は内外面とも黒。底部に径約0.3cm、長さ約0.8cmの断面円形の鉄片が2個混入されている。(PL 10〔1〕-4)その状態より意識的に入れたものではなく、また鉄片は加工品であり、ロク口による製作過程以前に混入したものであろう。このため糸切り痕は、鉄片が顔を出しているところで乱れている。内底面は中心がふくらむ。

18は須恵器破片、大館地方に普遍的にみられる青灰色の硬くしまった。焼成の比較的よいもので、外文様はタタキ文である。

Fig 5は南側埋積土中より出土した縄文土器で、時期は縄文早期末から縄文後期にわたる広範囲な遺物である。この埋積土を採取したと思われる北側崖の上平坦面には、この時期の文化層があるものと思われる。

以上、出土土器は南側埋めたての埋積土中より出土した縄文土器を除けば、その大部分は土師器であり、その器形は皿、塊である。

皿のうちFig 4-1・4・6は、体部が反るが、その形は一様ではなく、1は口縁部で著しく外へ開き、4は体下部ですとどく外反し、6は底部からの立ち上りの角度のまま口縁まで延びている。Fig 4-2は底部からの立ち上りがあまりなく、器内の深さが他にくらべすくない。Fig 4-3・5は、体部が少し内弯するような形であるが、5は口縁部でわずかではあるが外へ開く。5は他の皿よりやや器内が深く、あるいは坏と呼べるものかも知れない。Fig 4-8・9・10・11・12は塊口縁部であるが、8・9は口縁部と体部を段をもって画し、体部は指によってロク口目が消されている。10・11はその段の部分がゆるやかな曲線となっており、11には8・9同様体部に指によるナデ痕がみられる。Fig 4-13・14は、全体の断面がわかる例であるが、体下部と、口唇部に顕著な違いがみられる。口唇部においては、14は他と同様丸みをもったものであるが、13はロク口成形時に意識的に口唇部内外をはさみこみ、鋭い角度をもつ断面山形の口唇部をつくりだしている。体下部も、14は底縁から口縁部まで、ゆるやかな曲線を描くが、13は底部から立ち上った器壁が、いったん横に延びてから上にあがる形で、体中央部と体下部にか

なりの角度をもつ器壁である。なお、Fig 4・Fig 5の完器形図をのぞく断面図は、右に外面拓影・左に内面拓影を配置した。

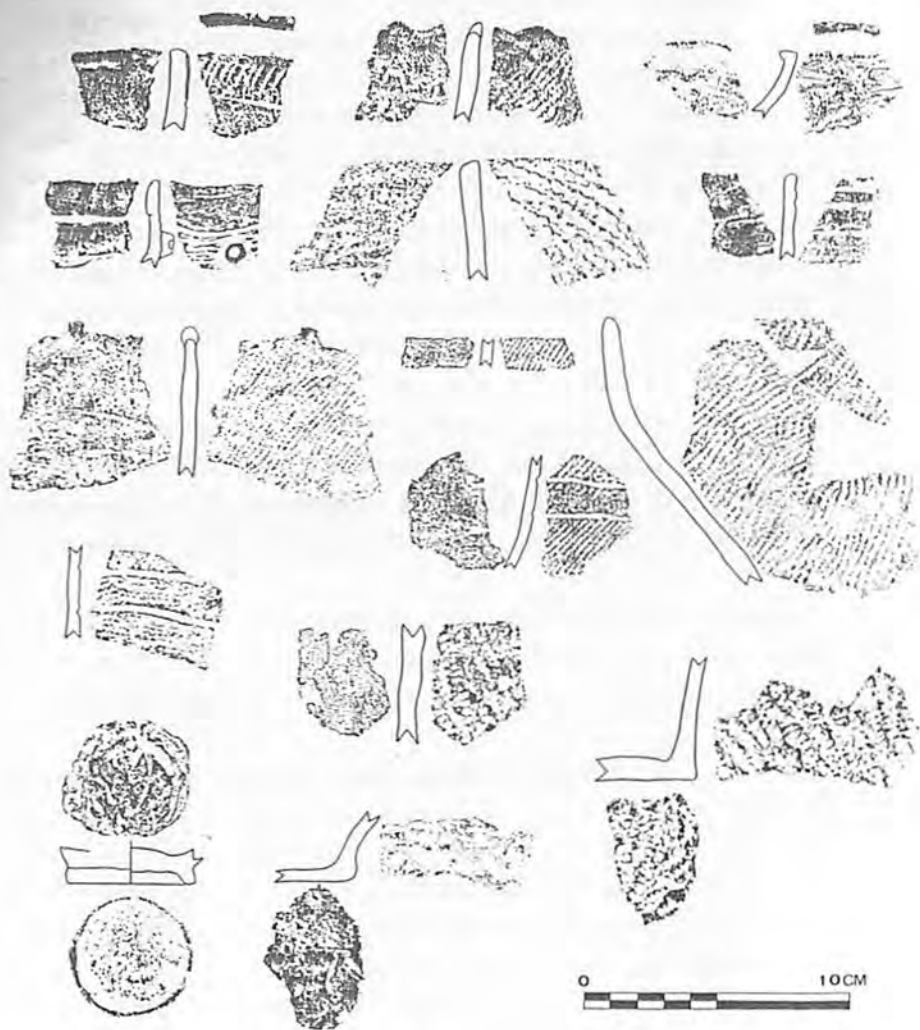


Fig 5 出土土器拓影図

## Ⅶ 遺構について

東側A・B・C溝に囲まれた内に存在すると思われる建物跡の柱穴は、V遺跡で述べた掘立柱のア群、掘り方掘立柱のウ群、礎石を用いた工群である。建物は、ウ群のPit 5・7・8・11・14・15・18を主とする掘り方掘立柱建物と、工群の礎石を用い、ア群の掘立柱を軒受け柱とする建物の2つが考えられる。ア群の掘立柱は、ウ群の掘り方掘立柱建物と軸線が一致せず、工群の礎石を用いた建物に付属するものと思われることより、A・B・Cの雨落ち溝は、礎石を用いた建物に付属する遺構であろうと考えられる。

南側未調査のため、南北間数は確認できなかったが、2つの建物とも南北が桁行、東西が梁間となる、東面する建物とみてよいであろう。柱間は、掘り方掘立柱建物で桁行8尺、梁間9尺、礎石を用いた建物は、Pit 2、Pit 6・7間、Pit 13、Pit 19上の根石を基準とすると桁行7尺、梁間10尺となる。

南側段丘縁まで約7mしかないことより、ぎりぎり柱が7本の6間、北側と対称となり、雨落ち溝および溝外の空地があるとすれば、柱は6本の5間と考えられる。特に北側に雨落ち溝があることより、寄せ棟、または入母屋風の建物が考えられ、南側にも雨落ち溝があるものと思われる。そう考えると6柱5間の間取りが妥当な数値であろう。しかし、ウ群の掘り方掘立柱建物は、今回の調査では溝と直接結びつく遺構を見出すことができなかったため、この数値がそのままあてはまるかどうかは分からない。ただし、ウ群の北側はPit 5・11・18の東西柱列、西側はPit 18の南北柱列を限とするものと思われる。このように考えると、掘り方掘立柱建物は、桁行は8尺等間の5間か6間、梁間は9尺等間の2間か3間、礎石を用いた建物の桁行は7尺等間の5間、梁間は軒受け柱を含んで10尺等間の3間と、2つの建物が推定される。

これら2つの建物の新旧関係は、Pit 7・8の周縁部分に根石がみられ、Pit 11埋積土上に根石がみられることより、礎石を用いた建物の方が新しい。

その性格は、昭和39年度発掘により検出された東面する3堂と同様、東面する建物と思われ、その3堂の最東端にあたり、昭和39年度に推定された、総門にあたるのではないかとと思われる。遺構が2時期のため、昭和39年度に検出された3堂とのつながりが、どうあるのか問題であるが、今仮りに両遺構に共通する、礎石を用いた建物でむすびつけると、それ以前に掘り方掘立柱建物が存在しており、建てかえは門跡だけであったかも知れないが、昭和39年度発掘調査区の再調査が必要となるであろう。

B溝西方にも掘立柱によるもの、掘り方掘立柱によるもの、礎石を利用したものの三種の建物の存在がわかった。Pit 26・30・35・37・41・42・43には柱痕が残り、一連の建物と思われたが、Pit 41が東西軸よりはずれ、Pit 42が南北軸よりはずれる。Pit 26・30・35・36・37・40・43に



よって2間×2間の掘り方掘立柱による建物が考えられる。これを中心にして南北に対称にPit 33・34・38・39・53、Pit 50・51・52または53の掘立柱建物がみられる。これらも東面する建物と思われ、東側に軒先をそろえ、中心に大きな建物、両脇に掘立柱による小さな建物を配置した一連のものとなる、いわゆる三門となるものではないかと思われる。ただ北側掘立柱建物は9尺四方であるが、南側建物は、Pit 33からPit 38につながるものか、Pit 53につながるものかが問題であろう。Pit 38につながるとすれば、Fig 3の実線による東西7尺、南北10尺の長方形建物が、Pit 53につながるとすればFig 3の破線による東西10尺、南北10尺の方形建物がそれぞれ考えられる。

ここでは、北の建物が9尺四方であることより、南の建物も方形の10尺をとるものであると見たい。いずれにしても、南の建物の中軸線は、中央の門、北の門の中軸線とは平行しない点の疑問はこのころ。

Pit 48は昭和39年度発掘調査時に発見された礎石であるが、南側にはこれとつながりをもつ柱穴、根石等は検出できなかった。南にPit 49の根石が検出されたが、これにもつながるとすれば、Pit 47の方が妥当であろう。北側は約2mほどで崖の立ち上りとなっており、この崖が自然地形であるのが、後の崩れによる堆積物が確認できなかったで、遺構の有無は不明である。

D溝、E溝についてはどの遺構ともすびつくものか、またその性格等は不明であるが、D溝は南側の自然傾斜を埋めたてして整地する以前のものであることは判明している。

以上、今年度調査区においては、少なくとも2時期にわたる建物が考えられ、昭和39年度調査区の再調査が必要であろうと思われる。

## Ⅷ 考 察

矢立庵寺跡は、補陀寺跡などといわれているが、補陀寺ならば秋田氏の寺であろう。事実、現在秋田市松原にある補陀寺に藤原藤房の墓があって、矢立から移したものだといえられる。補陀寺は補陀落寺であり、その出土品から鎌倉時代といったのは、板橋源氏であったが、建立に関する文献がなにもないので、詳細はわからない。私しが一番心配したのは、三門の掘立柱列で、それを礎石をおいた建物との関係である。なぜならば礎石をおいた建物は、秋田県ではめずらしい。おそらく掘立柱から直接に礎石をおいた建物に変化した可能性もある。建物に伴う出土遺物は、「カワラケ」で、今回発掘の土師器に直接つながるかどうかわからないが、近接した時代のものであろう。以外は、本文に板橋君が詳しく述べたとおりである。事実カララケは、南関東北条氏の出自といわれる「願成就院跡」から出たカワラケと酷似である。だから先に発掘した建物の間から出たカワラケが、正しく礎石柱の建物跡からの出土であれば、この寺は、門跡が示するような掘立柱跡の時代とは少し違い、それより古いことになる。

「奥山 記」

## IX 総 括

以上、おおよそ1ヶ月にわたった矢立廃寺跡発掘調査の結果と考察を述べたが、最後にこれをまとめてむすびとしたい。

昭和39年度発掘調査と、今年度発掘調査により確認された建物は5棟である。今年度調査で検出された遺構は、礎石が原位置から寄せられており、根石の確認も数少なかったため、正確な数値とは言い難いが、大体、建物と規模は次のようであったと考えられる。

### 〔今年度発掘調査検出建物〕

総門（掘り方掘立柱） 建物中軸線E-8°-S

桁行 5～6間 （7尺等間）

梁間 2～3間 （9尺等間）

総門（礎石） 建物中軸線E-11°-S

桁行 5間 （7尺等間）

梁間 3間 （10尺等間）

三門中央門（掘り方掘立柱） 建物中軸線E-8°-S

桁行 2間 （11尺等間）

梁間 2間 （9尺等間）

三門北門（掘立柱建物） 建物中軸線E-8°S

1間四方 （9尺四方）

三門南門（掘立柱建物） 建物中軸線E-18°S

1間四方 （10尺四方）

### 〔昭和39年度発掘調査検出建物〕

仏殿（礎石） 建物中軸線E-6°15'-S

桁行	7間	(各間尺約10尺)
梁間	6間	(10+10+10+10+10+8.5尺)
法堂(礎石)	建物中軸線E-6°15'-S	
桁行	5間	(9+10+10+10+9尺 全長約48尺)
梁間	3間	(約30尺)
方丈(礎石)	建物中軸線E-6°15'-S	
桁行	3間	(全長26尺)
梁間	2間	(全長20尺)

の以上掘立柱建物、掘り方掘立柱建物、礎石利用の建物と、3種類の建て方が検出された。この他、礎石を利用した建物が1棟、北西崖中腹の平坦地に、その存在が確認されている。

北側崖裾に寄せられてある礎石は、どのような構造をもつ建物に利用されたのか確認することはできなかったが、その数より、総門以外にも使用されていたことはわかる。P48の礎石につながる建物に使用されたものと思われる。

総門掘り方掘立柱建物と、三門中央門とは同じ掘り方掘立柱建物であり、建物の中軸線も同一であることより、同時期の建物で、総門、三門という一連の伽藍構造であったと思われる。

昭和39年度発掘調査により検出された3堂と、今年度発掘調査により検出された門跡遺構との関連は、礎石利用という共通する建て方で、礎石利用の総門と3堂が同時期の伽藍構造であるとみてよいであろう。今年度発掘調査で礎石利用の総門以前に、掘り方掘立柱による総門、三門が確認されており、昭和39年度発掘調査検出の3堂下に礎石利用以外の建物の存否を確かめる作業が必要になるであろう。

参道とわかる遺構は検出できなかったが、伽藍全体が東面するものであり、門跡から3堂へは当然東西に通ずる参道があったと思われる。建物の焼失した痕跡はまったく無く、礎石利用の建物は、腐朽または移築されたものと思われるが、掘り方掘立柱建物は、柱をぬかれており、礎石利用の建物へ、掘り方掘立柱建物の柱を再利用したかも知れない。

## 謝

## 辞

末文で失礼ながら、本調査を実施するにあたって、発掘を許諾された土地所有者の小林市松氏、8月30日、現地へ視察にみえられ、教示を賜わった、県文化財専門委員鍋倉勝夫氏、県教育庁文化課中谷雅昭氏、昭和39年度発掘調査員であり、学術的に種々の教示を賜わった、県博物館準備室奈良修介・富樫泰時の両氏に厚く御礼を申し上げたい。



PL I (1) 遺跡遠景 東の国道沿丘陵より



PL I (2) 遺跡付近 東の水田中より



PL 2〔1〕発掘全体写真 西より



PL 2〔2〕発掘東側写真 西より





PL 3〔1〕総門跡 東より



PL 3〔2〕総門跡（東部分）南より



PL 3〔3〕総門跡（東部分）北西より



PL 3〔4〕総門跡（西部分）北より



PL 4 [1] 三門跡 (中央門) 北西より



PL 4 [2] 三門跡 (中央門・南門部分) 東より



PL 5 [1] B溝遺構 (総門西雨落溝) 北より



PL 5 [2] E溝遺構 東より



PL 5 [3] A溝遺構 (総門東雨落溝) 北より



PL 5〔4〕C溝遺構（総門北雨落溝）北西より



PL 5〔5〕C溝遺構（総門北雨落溝）北東より



PL 5〔6〕D溝遺構 北より



PL 5〔7〕D溝遺構 北西より



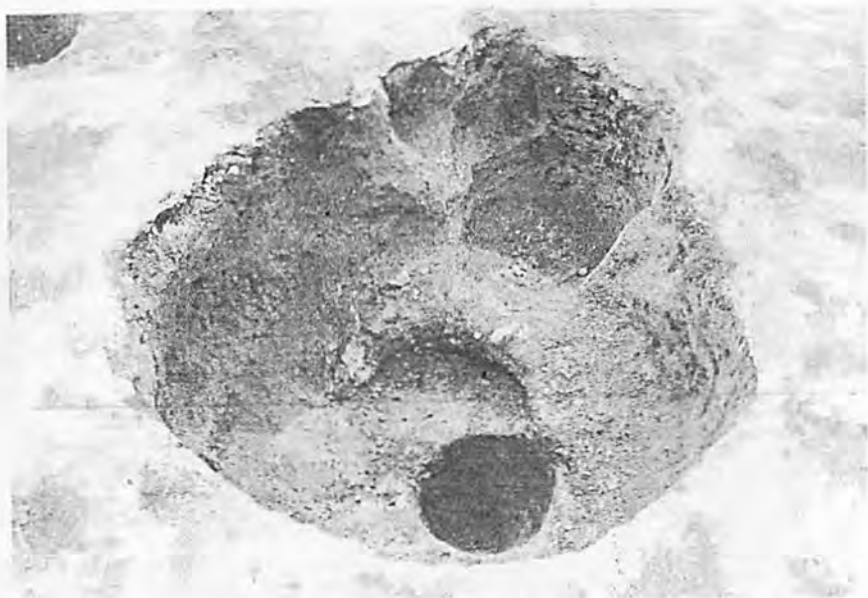


PL 6 [1] 礎石 (No.48) 南より

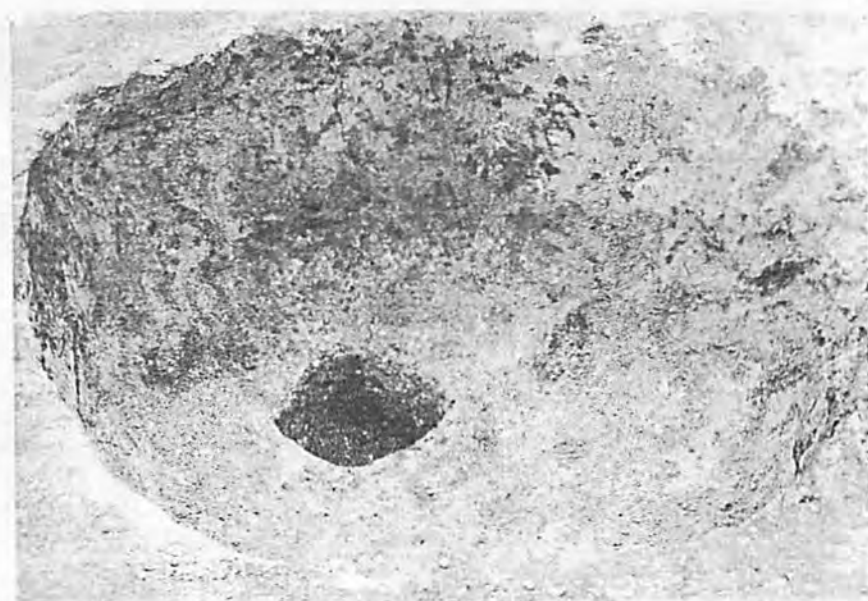


PL 6 [2] 礎石 (No.48) 断面 南より

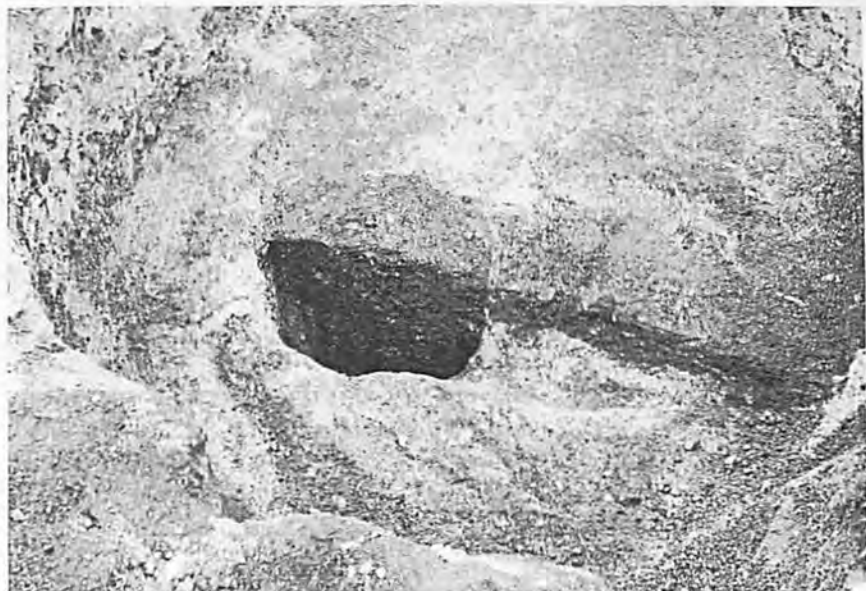




PL 7〔1〕掘り方 (No.41) 北東より



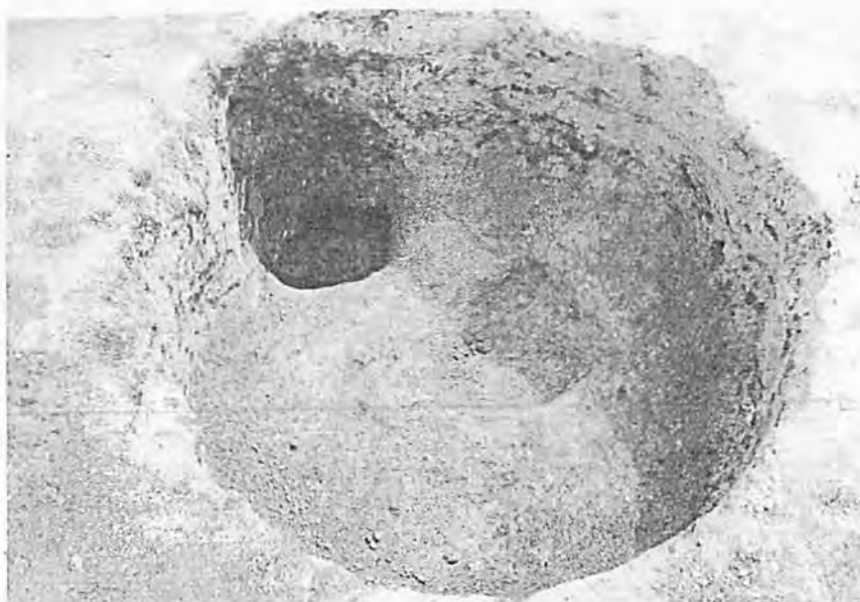
PL 7〔2〕掘り方 (No.37) 北西より



PL 7〔3〕掘り方柱穴 (No.43) 西より



PL 7〔4〕掘り方柱穴 (No.43) 細部西より



PL 7 [5] 掘り方 (No.30) 北より



PL 8 [1] 三門 (北門) 掘立柱穴 (No.51) 北より



PL 8 [2] 三門 (南門) 掘立柱穴 (No.33・38) 西より



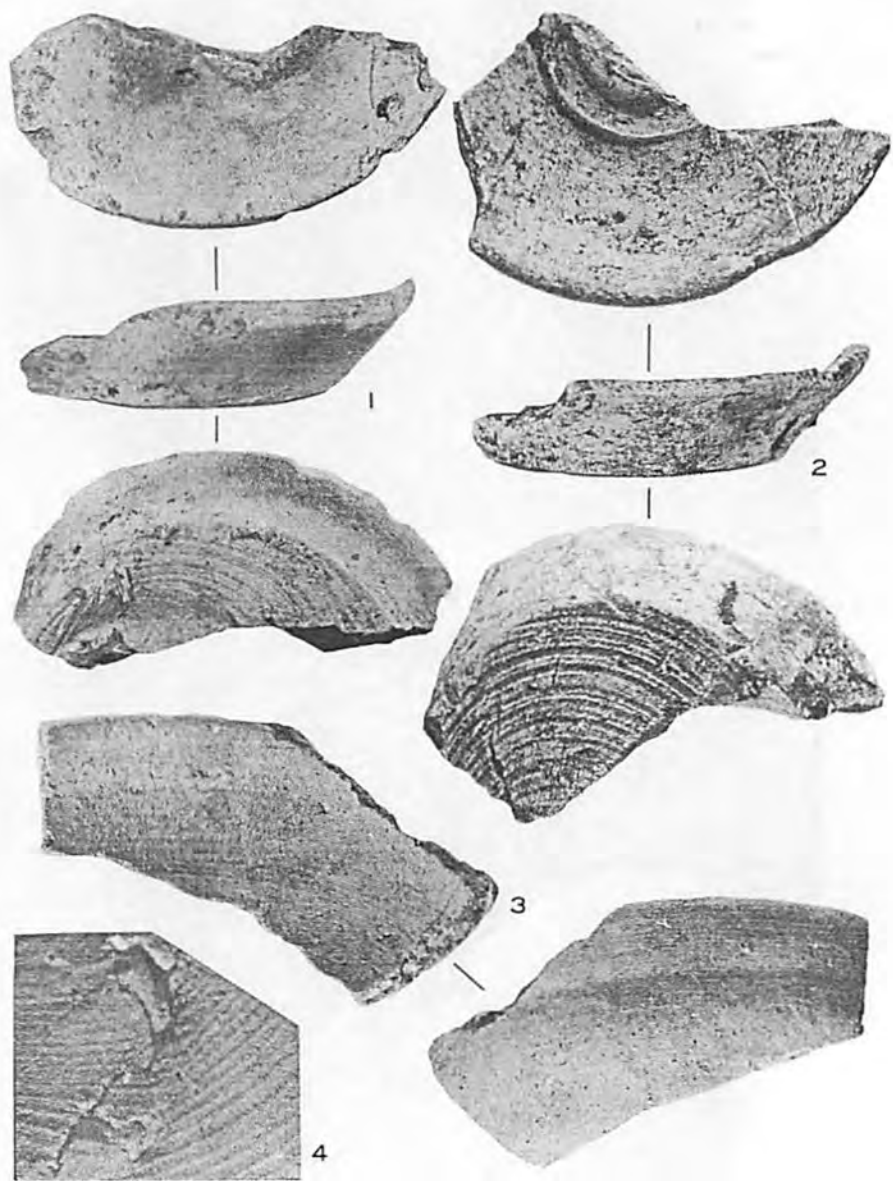
PL 9 [1] 遺跡南側埋土断面 北より



PL 9〔2〕遺跡南側埋土断面 東より

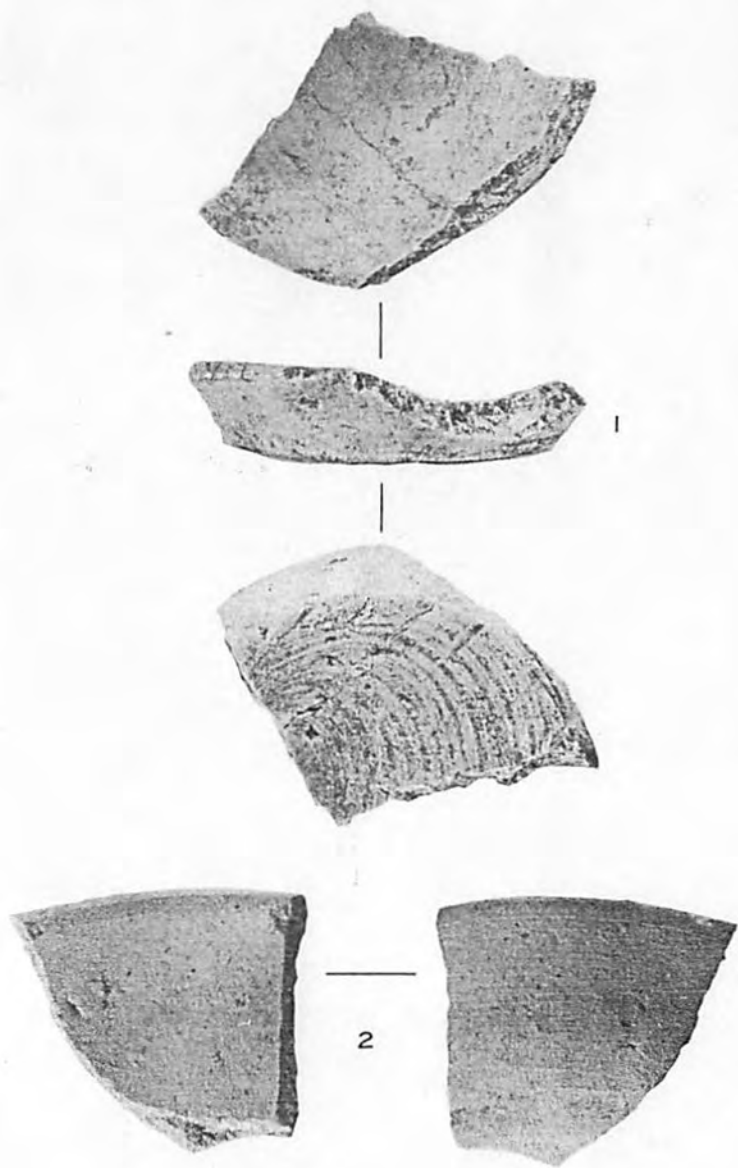


PL 9〔3〕遺跡南側埋土断面・柱穴 東より



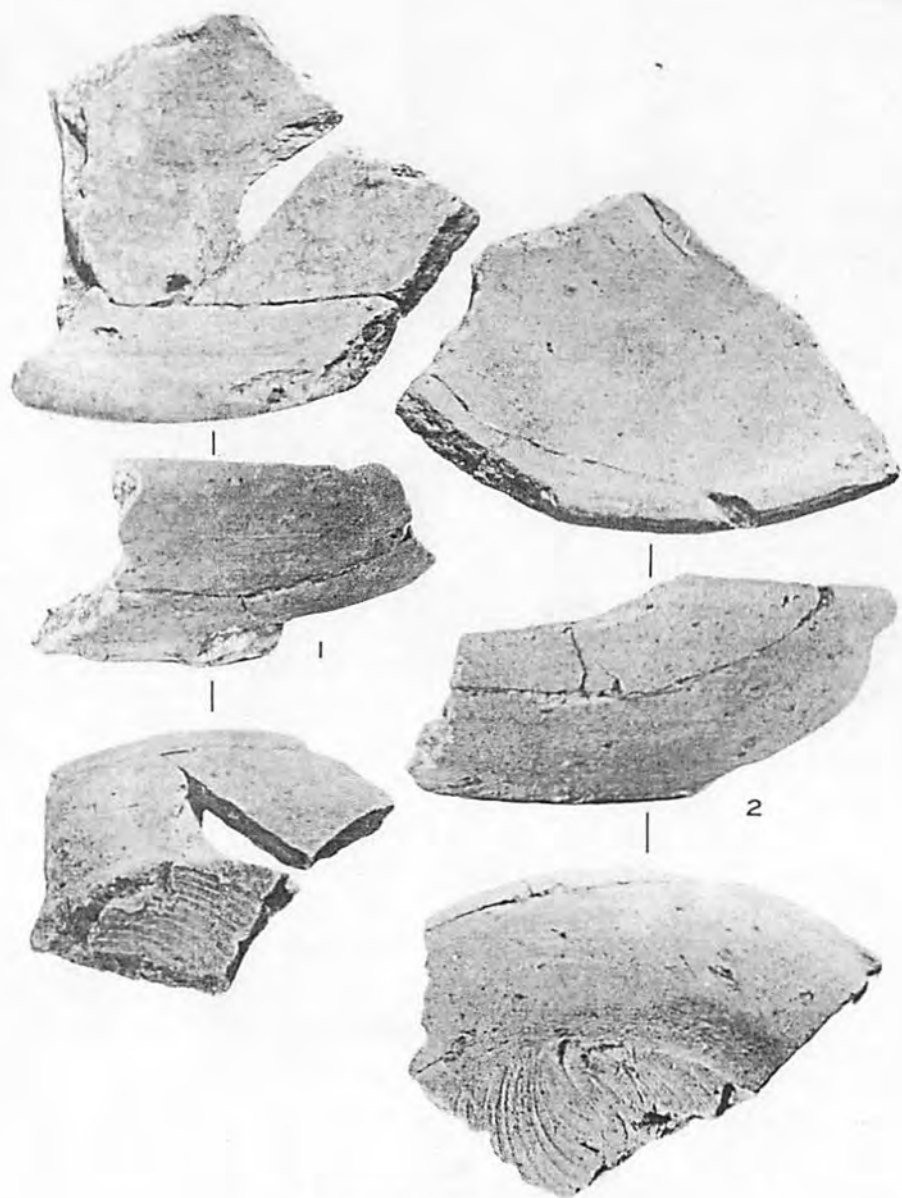
PL 10 [1] 出土土器 (1・2・3 現寸大)





PL 10 (2) 出土土器 (現寸大)





PL10〔3〕出土土器（現寸大）

大館市史編さん調査資料第11集

大館市松原矢立廃寺発掘調査報告書

1973・12

発行 大館市三の丸 13-1

大館市史編さん委員会

印刷 (株)大館孔版社